

浦安市職員組合への提案項目

人事院勧告等に伴う給与改定について

1. 給料表の改定

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、その他の職員も令和6年度を上回る引き上げを行う。

会計年度任用職員については、改定後の給料表に基づき、基本報酬を決定する。

(1) 行政職給料表

①改定率

級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
改定率	5.7%	4.5%	3.6%	2.9%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%

②初任給 行政職高校新卒 206,700円（現行 194,500円）12,200円引上げ 1-9

行政職短大新卒 219,400円（現行 207,400円）12,000円引上げ 1-17

行政職大学新卒 237,600円（現行 225,600円）12,000円引上げ 2-5

(2) 教育職給料表

①改定率

級	1	2	3
改定率	4.4%	3.9%	2.9%

②初任給 教育職短大新卒 251,700円（現行 238,300円）13,400円引上げ 1-17

教育職大学新卒 263,500円（現行 250,200円）13,300円引上げ 1-25

【実施時期】令和7年4月1日

【差額支給日】会計年度任用職員以外の職員：令和7年12月25日

会計年度任用職員：令和8月1月21日

2. 期末・勤勉手当について

民間の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げ4.65月分（現行は4.6月分）とする。引き上げ分については、期末手当・勤勉手当に均等に配分する。

令和7年度については12月期の期末手当・勤勉手当を引き上げ、令和8年度においては、引き上げ分を6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当に均等に配分する。

会計年度任用職員については、常勤職員の取り扱いに準じて引き上げる。

【差額支給日】会計年度任用職員以外の職員：令和7年12月25日

会計年度任用職員：令和8月1月21日

① 再任用職員以外の職員（会計年度任用職員を含む）

		6月期	12月期	年間	
令和7年度	期末手当	1.25月 支給済み	1.275月（現行1.25月）	2.525月	現行2.5月
	勤勉手当	1.05月 支給済み	1.075月（現行1.05月）	2.125月	現行2.1月
令和8年度 以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月	
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月	

② 再任用職員

		6月期	12月期	年間	
令和7年度	期末手当	0.7月 支給済み	0.725月（現行0.7月）	1.425月	現行1.4月
	勤勉手当	0.5月 支給済み	0.525月（現行0.5月）	1.025月	現行1.0月
令和8年度 以降	期末手当	0.7125月	0.7125月	1.425月	
	勤勉手当	0.5125月	0.5125月	1.025月	

3. 通勤手当について

普通自動車等を使用する職員に対する通勤手当の月額について、改定後の県の支給額を下回っている区分を600円から5,660円の幅で引き上げる。また、原動機付自転車等を使用する職員に対する通勤手当の月額について、改定後の県の支給額を下回っている区分を30円から1,440円の幅で引き上げる。

【実施時期】令和7年4月1日

【差額支給日】会計年度任用職員以外の職員：令和7年12月25日

会計年度任用職員：令和8年1月21日

4. 宿日直手当について

宿日直手当の支給上限額を4,700円（現行は4,400円）とする。

※宿日直手当・・・正規の勤務時間以外の時間において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務に従事した職員に支給するもの

【実施時期】令和7年4月1日

【差額支給日】会計年度任用職員以外の職員：令和7年12月25日